



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（医療機関の規模別の適用関係）の概要」をご紹介します！

項目名	規制の概要	中小企業規模の医療機関※	それ以外の医療機関
残業時間の上限規制	原則として月45時間、年360時間 特別条項は年720時間、単月100時間未満 (休日労働を含む) 複数月平均80時間(休日労働を含む)を限度	医師を除き 2020.4.1から適用	医師を除き 2019.4.1から適用
割増賃金率	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を 50%以上とする	2023.4.1から適用	既に適用
年次有給休暇	年10日以上有給休暇を付与する者は 毎年時季を指定して 年5日の取得を義務とする	2019.4.1から適用	
労働時間の状況の把握	現認や客観的な方法による労働時間の把握を 義務化する (管理監督者を含むすべての労働者)	2019.4.1から適用	
産業医	産業医が行った労働者の健康管理等に関する 勧告の内容を 衛生委員会に報告しなければならないとする 等	2019.4.1から適用 (産業医の選任義務のある 労働者50人以上の事業場)	

(※医療業における中小企業の基準:企業単位でみて 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する労働者の数が100人以下)
(※なお、持ち分なし医療法人の場合は、出資金がゼロとみなされるため、中小企業に該当します。)



和歌山県医療勤務環境改善支援センターをご存知ですか？

今月号より、和歌山県病院協会会報において、和歌山県医療勤務環境改善支援センター(以下「センター」という。)から様々な情報をお伝えさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成26年の医療法改正により『病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。』と定められました。【医療法第30条の19】

この取組みを支援するため各都道府県に「センター」を設置しています。和歌山県では、和歌山県病院協会が委託先となり、医業経営アドバイザー(医業経営コンサルタント)と医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)が皆さまのパートナーとして支援していく体制を整えています。

センターには医療労務管理アドバイザーが常駐していますので、日頃業務を遂行していくうえでご不明なことがございましたら、お気軽にお電話またはご来訪ください。相談内容は秘密厳守いたします。(※水曜日は電話対応のみ)



今月のトピックスから

来年4月から施行される項目については、早急に病院内の実態を把握し、実施方法を検討していかなければなりません。

センターは、各医療機関が抱えている課題等に寄り添いながら支援してまいります。



7・8月の活動内容

- ☑ モデル病院訪問(宇都宮病院、宮本病院、藤民病院)
- ☑ 個別支援・相談対応 <5件>
- ☑ 会員病院へのアンケート調査
- ☑ モデル病院職員アンケート調査

☆センターへのアクセス☆



〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ
和歌山ビッグ愛6階
和歌山県病院協会内

和歌山県医療勤務環境改善支援センター





「時間外労働等改善助成金」のご案内！

(※すべて中小企業事業主のみ対象)

時間外労働上限設定コース(拡充)	勤務間インターバル導入コース(拡充)	職場意識改善コース(拡充)
【助成概要】 時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成 【対象事業主】 ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主 ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月(単月に複数名が行った場合を含む)行った労働者がいた中小事業主 【助成率、上限額】 ・費用の3/4を助成 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・① 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合 ⇒ 上限額100万円 月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合 ⇒ 上限額50万円 ・② 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限100万円 ・③ ①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算 ⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ※上限額の合計は200万円まで	【助成概要】 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成 【対象事業主】 新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主 【助成率、上限額】 ・費用の3/4を助成 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒ 40万円 11時間以上 ⇒ 50万円	【助成概要】 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成 【対象事業主】 以下の目標を達成した中小事業主 ＜年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組＞ ①年休の年間平均取得日数を4日以上増加 ②月額平均所定外労働時間数を5時間以上削減 ＜週所定労働時間を40時間以下とする取組＞ 特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること 【助成率、上限額】 ＜年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組＞ 費用の1/2～3/4を助成、上限100万円 ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算 ＜週所定労働時間を40時間以下とする取組＞ 費用の3/4を助成、上限50万円 ※ 3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

問合せ窓口：和歌山労働局雇用環境・均等室 073-488-1170

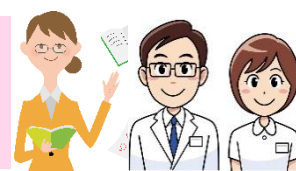
【助成対象】(3コース共通)

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費



医療勤務環境改善研修会「働き方改革について」

平成30年 9月25日(火) inプラザホープ



日時 9月25日(火) 14時～16時30分

場所 和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ 4階「ホール」

- 演題**
- I. 「医療従事者の働き方改革について」
福島通子氏
(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
 - II. 「働き方改革」-医療分野における課題と労務管理
島岡和義氏
(和歌山県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー・特定社会保険労務士)

対象 医療従事者
(医師、看護師、事務職員、社会保険労務士等)

参加費 無料 **定員** 100名



次回は・・・

「勤務環境改善マネジメントシステム」についてご案内する予定です。

有意義な情報をどんどん発信していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

皆さまからのご相談・ご質問等をお待ちしています。

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL: 073-488-5131 FAX: 073-424-5676

E-mail: wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問も致します